

中野区教育委員会会議録 平成19年第2回定例会

○開会日 平成19年2月9日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時35分

○閉 会 午前 11時24分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員長職務代理者	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	大 塚 孝 子
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（7名）

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
教育改革担当課長	相 澤 明 郎
学校教育担当参事	大 沼 弘
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	吉 田 真 美

○会議録署名委員

委員長	飛鳥馬 健 次
教育長	菅 野 泰 一

○議事日程

日程第1	第2号議案	中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について
	第3号議案	中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
	第4号議案	中野区立小学校及び中学校の学校医等の長期療養者の休業補償

及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額等を改定する教育委員会告示について

日程第2 第5号議案 平成19年度使用区立中学校障害学級用一般図書の追加採択について

日程第3 第6号議案 平成18年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について

日程第4 第7号議案 定期異動に伴う中野区立学校校長及び副校長の内申について

午前10時35分開会

飛鳥馬委員長

引き続きまして、教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、教育長にお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1、第2号議案から第4号議案を一括して上程いたします。

議案の説明をお願いします。学校教育担当参事、お願いします。

学校教育担当参事

それでは、第2号議案、中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続についてでございます。同3号は、それに伴う条例施行規則の一部を改正する規則でございます。同4号は、告示でございます。これは、いずれも関係ございますので、一括してご説明したいと思います。

まず第2号議案の、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の手続に基づき、区の規定を改める必要がありますので、今回そのための改正手続を行うものです。

これは、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第4条により、補償に関し必要な事項は政令で定める基準に従い地方公共団体の条例で定めることと規定されています。また、同条第2号により、国の同種の補償をおおむね同程度のものとなるように、これを定めなければならないということでありまして、国の基準とほぼ同じを規定しているものであります。

それでは、提案理由でございます。公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い規定を定めるものです。

改正の主な内容は、5点であります。まず第1点は、補償、これは一部でございます休業、傷病、障害、遺族、補償の算定基礎となる補償基礎額の改定でございます。それが1点です。第2点は、補償基礎額に加算する扶養加算額の改定でございます。これが第2点です。

第3点は、人事規則により介護補償額の改定に伴い、介護補償の金額を改定するものです。

1、2、3点については、金額の改正でございます。それから第4点は、障害等級ごとの障害等に係る規定について、別表で2、3、4で定めていたものを等級、それから程度については障害等級、程度については条例本文にし、障害の状態については規則で定めるといことで条例を整備したものでございます。条例整備案でございます。第5点は、障害者自立支援法の施行に伴い、関係政令の整備に関する政令により規定を整備したものであります。

以上の5点が、主な内容でございます。

それでは、ページをめくっていただきたいと思います。これについては本文なので、新旧対照表でご説明していきたいと思います。

まず、中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表でご説明したいと思います。

まず、改正案と現行というのがございます。第3条、これは補償基礎額の改定でございます。第1点の点です。別表、今までは別表第1に定めるといものを「別表」にしたものです。これは、別表2から4が削除されたことに伴い別表1が別表になるものでございます。これについては、後ろのほうに改正案があると思います。このように改正するということです。

それから、第2点の、金額でございます。これは補償基礎額に加算する扶養加算額の改定でございます。例えば517円を484円にするとか、そういった加算額の改定でございます。これはいずれも金額の改定でございます。

それから2ページに入りまして、第7条、これは現行は「監獄」といものを「刑事施設」、これは文言の改定でございます。「刑事施設及び受刑者の職に関する法律」の施行規則の施行に伴う改正でございます。文言整理でございます。

第8条、ここが、今までの別表2以下に定めていたものを別表第2及び第3、第4までのものを傷病等級倍数を条例本文にする。その程度については規則で定めるといものの規定の整備でございます。例えば、8条の2、傷病補償年金の額は、当該負傷または疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。第1級は313倍。これは1級、2級といのは、重い順から1級を振っているところでございます。

第9条それから11条、13条は、今まで別表で定めていたものを本文に定めた規定整備をするものでございます。

それから、第11条関係なんですけれども、これは障害者自立支援法の成立に伴い、入院、入所している間、介護補償を行わないと定めていた指定についての改正であり、障害者自立支援法の施行に伴い、身体障害者福祉法第30条が削除されたため、そのため障害者支援の施行に伴い関係政令の整備に関する政令により整備されたものでございます。例

例えば、5ページの障害自立支援法の第5条第12号に規定する障害施設というのは、障害施設支援とは、障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設、障害福祉サービスを行い、いわゆる療養介護等のものがございます。これについて、自立支援法に伴い関係政令が制定されたことに伴う規程の整備でございます。

それから次の、常時介護を要するこの10万4,590円については、介護に要する支出について、人事院による介護補償の改正に伴い介護補償の金額を次のように改正するということになっております。介護に要する費用を支出して介護を受けた費用があるときの補償の上限額を改定するものです。今までは、常時介護を受けている場合については10万4,970円が10万4,590円ということであり、また、随時介護を受けている場合については5万2,490円が5万2,300円になり、また親族等による介護を受けたときの補助の下限額、常時介護を受けている場合の5万6,950円が5万6,710円、随時介護を受けている場合が2万8,480円が2万8,360円のように、上限額それから下限額の金額の改定が、ここら辺の規定であります。これが11条関係でございます。

11条、13条関係は、今言った自立支援法に基づいて、このように規定するというところで書いたものでございます。

ここまでの、大体今までの改正5点の内容を条文に反映させたものでございます。

これからは、附則についてご説明します。

まず附則の1は、この条例は公布の日から施行するという事となっております。この附則の考え方なんですけれども、改正に伴い不利益を生じないための経過措置であります。考え方としては、施行前に支給すべき事由が生じた場合については従前どおり適用するという事でありまして、いわゆる、条例改正によりまして不利益を生じないような経過措置をするものでございます。

2項については、経験年数が10年以上は改正後の金額が高くなっているのので、18年4月1日以降について支給する分については改正後の金額にする。また、10年未満については従前の金額で支給する。これは、従前のほうは金額が高いものから、従前の支給にするという考え方です。

3項、4項についても、大体同じような考えを規定しているものでございます。

それから、附則5番目のほうです。これらについては、改正された自立支援法に関わる規定は、平成18年10月以降に支給すべき事由が生じたものについては適用し、それ以前は従前のおりとするというような経過措置でございます。考え方としては、この附則については改正に伴い不利益を生じない経過措置をするということの経過措置の規定のものです。

条例についての説明は、以上で終わります。

次に、同じく、手元に現行の別表第2から第4、これの傷病等級、倍数が本文になり、障害の軽度が規則にいくもののために、現行の規定の別表をつけているものでございます。

条例については、別表をつけているものです。

それが第2号関係です

第3号関係の規則です。

一つは、今言ったように、障害等級ごと、障害等に係る規定について、別表第1から本文の別表第1、7条の2関係のものを、別表3までのものを規則に定めるというものでございます。これは今まで条例の別表に入っていたものを規則に定めたということでございます。新旧対照表で申し上げますと、第7条の2から、それぞれ新たに別表に定めて障害の状態については別表1から3まで定めたものです。これは医学的に使われている用語、考え方などの変化に対して迅速に対応するというもので規則に規定したものでございます。

規則は以上のもので、説明を終わります。本文の別表関係が規則のほうに規定するというものでございます。それが規則の改正の内容でございます。

それから第4号議案。これは条例による補償基礎額の最高の、あるいは限度額が、委員会が定めることとなっており、教育委員会を定める額は国家公務員災害補償法により人事院が定める額を考慮するものとしているということで、国と同じ額を定め、告示するものでございます。条例規則で定める最低限度及び最高限度額を改定するために告示するというので、こういった告示の形式をとるものでございます。記以下、最低限度額、最高限度額を定めているというものでございます。

それから、次のページの教育委員会が定める施設というのは、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームとか、原子爆弾被爆者に関する法律とか、そういったものを告示する施設の告示であります。

以上、2号、3号、4号は、条例の改正に伴い、規則それから告示の形式を整え、同時に公布するものでございます。

説明は、以上です。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらよろしくお願ひします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、質疑を終結します。

それでは、これ、採決に移りますけれども、第2号議案から第4号議案までを一括して挙手の方法により採決をしたいと思ひます。

ただいま上程中の第2号議案、第4号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

それでは、日程第2、第5号議案、平成19年度使用区立中学校障害学級用一般図書の追加採択についてを上程いたします。議案の説明をお願いいたします。

指導室長

第5号議案、平成19年度使用教科用図書の採択について上程をいたします。

提案理由でございますが、平成19年度に障害学級で使用する、学校教育法107条の規定による一般図書を使用するに当たりまして、前回ご協議いただきましたとおりに、教育委員会の議決をお願いする必要があるからでございます。

裏面にあります教科書について、一般図書について採択をお願いしたいと思います。追加採択ということでございます。

よろしくをお願いいたします。

飛鳥馬委員長

では、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。何かございますでしょうか。

では、質疑がございませんので、これも質疑を終結いたします。

それでは、同じく挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第5号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

ここで、委員会の運営についてお諮りいたします。

これから審議を行います第6号議案及び第7号議案は、人事に関する案件でありますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書き」の規定により非公開としたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、非公開といたします。

大変恐れ入ります。傍聴者の皆様、これでご退場をお願いします。

これをもちまして、教育委員会第2回定例会を閉じます。ご苦労さまでした。

午前11時24分閉会